

厚木市特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市公文書等の管理に関する条例（令和 7 年厚木市条例第 4 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(歴史公文書等の寄贈又は寄託)

第 3 条 市長は、法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託の申出があった文書が歴史公文書等選別基準に該当するときは、当該歴史公文書等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 市長は、前項の規定に基づき寄贈又は寄託を受けた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ、利用の制限を行う範囲及び期間を定めるものとする。

(保存方法等)

第 4 条 市長は、特定歴史公文書等について、適切に保存するための場所を確保し、その場所の温度、湿度、照度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、特定歴史公文書等の長期保存及び利用のため、記録媒体の変換その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(目録の記載事項等)

第 5 条 条例第14条第5項に規定する目録には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、当該事項に条例第17条第1項第1号に掲げる情報が含まれている場合又はやむを得ない理由により当該事項を記載できない場合にあっては、この限りでない。

(1) 名称

(2) 保存期間が満了した時点における実施機関又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名

(3) 引き続き保存若しくは移管をし、又は寄贈若しくは寄託を受けた時期

(4) 媒体の種別

(特定歴史的公文書等利用請求書)

第 6 条 条例第16条第1項の規定による利用請求は、特定歴史的公文書等利用請求書（以下「利用請求書」という。）により行うものとする。

2 条例第16条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、利用の方法その他利用に供するために必要な情報とする。

(利用請求の却下)

第 7 条 市長は、利用請求者が条例第16条第2項の規定による利用請求書の補正の求めに応じないときは、当該利用請求を却下するものとする。この場合において、市

長は、速やかに特定歴史的公文書利用請求却下通知書によりその旨を当該利用請求者に通知するものとする。

(利用請求に対する決定通知書等)

第8条 条例第18条第1項の規定による通知は、特定歴史的公文書等の全部を利用させる旨の決定をしたときは特定歴史的公文書等利用決定通知書により、特定歴史的公文書等の一部を利用させる旨の決定をしたときは特定歴史的公文書等部分利用決定通知書により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規定による通知は、特定歴史的公文書等利用制限決定通知書により行うものとする。

(利用決定等の期間延長の通知)

第9条 条例第19条第2項の規定による通知は、特定歴史的公文書等利用決定等期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第20条の規定による通知は、特定歴史的公文書等利用決定等期間延長特例通知書により行うものとする。

(本人であることを示す書類)

第10条 条例第21条に規定する本人であることを示す書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード

(2) 運転免許証

(3) 在留カード又は特別永住者証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署(独立行政法人等を含む。)が発行した免許証、許可証、資格証、身分証明書その他これらに類するもの又は法人が発行した身分証明書その他これに類するもので、本人であることを確認するため市長が適当と認める書類

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第11条 条例第22条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあつては、同条第2項に該当する場合に限る。)とする。

(1) 利用請求の年月日

(2) 利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させようとする理由

(3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記載されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第22条第1項及び第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書により行うものとする。

3 条例第22条第3項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用通知書により行うものとする。

(電磁的記録の利用の方法)

第12条 条例第23条に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写した物の交付

(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を市長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写した物の交付

（特定歴史公文書等の閲覧又は視聴）

第13条 特定歴史公文書等の閲覧又は視聴は、市長が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 前項の場合において、特定歴史公文書等の閲覧又は視聴をする者は、当該特定歴史公文書等を丁寧に扱うとともに、当該特定歴史公文書等を汚損し、又は破損してはならない。

3 前2項の規定に違反した者に対しては、市長は、特定歴史公文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（特定歴史公文書等の写しの交付部数）

第14条 特定歴史公文書等の写しを交付するときの交付部数は、利用請求に係る特定歴史公文書等 1 件につき 1 部とする。

（特定歴史公文書等の写し等の費用）

第15条 条例第24条第2項に規定する写し等の交付に要する費用は、前納とする。

（諮問をした旨の通知）

第16条 条例第26条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書により行うものとする。

（特定歴史公文書等の貸出し）

第17条 市長は、国、他の地方公共団体その他市長が適当と認めるものから学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあつたときは、市長が別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができる。

（実施機関による利用の特例）

第18条 条例第28条に規定する利用請求の手続については、第6条及び第8条の規定にかかわらず、市長が別に定める。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第19条 条例第29条第1項に規定する特定歴史公文書等として保存されている文書が重要でなくなつたと認める場合とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 当該文書の劣化が極限まで進み、判読及び修復が不可能で利用できなくなつ

た場合

(2) 当該文書が、他の特定歴史公文書等と内容が同一で、かつ、不必要に重複している場合

(3) 当該文書が、実際には特定歴史公文書等でないことが判明した場合

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。